

改正

平成27年3月31日規程第4号

平成28年3月29日規程第4号

平成29年11月1日規程第21号

奈井江町学童保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定により放課後児童健全育成事業として実施する学童保育事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、小学校に就学している児童で、その保護者の労働等により十分な保護を受けることができない児童に対し、児童クラブを設置し、放課後又は休校日に適切な遊び及び生活の場を提供することにより、その健全な育成を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 児童クラブは、奈井江小学校内に置き、名称及び位置は次のとおりとする。

名称 奈井江町児童いきいきクラブ「なえっこ」

位置 奈井江町字奈井江162番地1

(開所時間)

第4条 児童クラブの開所時間は、次の各号による。

- (1) 平日は、午後1時30分から午後6時30分までとする。
- (2) 土曜日、春、夏、冬休み期間、学校行事等による休校日は午前8時から午後6時30分までとする。

2 前項第1号において、学校行事等の都合により開所時間を変更しなければならない場合は、あらかじめ町長が指定した時間を開所時間とすることができる。

(休業日)

第5条 児童クラブの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

- (3) 前2号に規定する日の振替休日
- (4) 12月30日から翌年1月5日までの日
- (5) その他町長が必要と認めた日

(利用定員)

第6条 児童クラブの利用定員は、40人とする。

(対象児童)

第7条 児童クラブに入会できる児童は、小学校1年生から6年生に就学している児童で、その保護者が次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保護することができないと認められる場合を対象とする。

- (1) 両親が共働き、父子及び母子家庭で、昼間家庭で児童を保護できない家庭の児童
- (2) 保護者が長期療養中である家庭の児童
- (3) 前2号に定めるもののほか、児童及び家庭の事情により町長が特に必要と認める児童

(入会の制限)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童については、町長は入会を承認しないことができる。

- (1) 感染症等、他の児童に影響を及ぼす疾病を持つ児童
- (2) 心身が虚弱で児童クラブにおける育成又は指導に堪えないと認められる児童
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が入会を不相当と認める児童

(支援員の配置)

第9条 児童クラブに放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を置く。

(支援員の役割)

第10条 支援員は、児童クラブにおいて次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 児童の健康管理及び安全確保に関すること。
- (2) 児童の生活指導及び遊びの指導に関すること。
- (3) 保護者との連絡調整に関すること。
- (4) 児童クラブ施設内の安全、衛生管理に関すること。
- (5) その他児童クラブの運営、指導に関すること。

(入会手続等)

第11条 児童クラブに入会を希望する保護者は、奈井江町児童クラブ入会申込書（別記様式第1号）に、保護者の就労証明書又は雇用証明書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書を受理したときは、第7条に規定する要件を審査のうえ、入会の可否を決定し、保護者に対し、奈井江町児童クラブ入会承認（却下）通知書（別記様式第2号）により速やかに通知するものとする。

3 保護者は、入会後において登録事項に変更が生じた場合、その内容を町長に速やかに届出なければならない。

（退会手続等）

第12条 保護者は、児童が第7条に規定する要件に該当しなくなったとき、又は退会を希望するときは、奈井江町児童クラブ退会届（別記様式第3号）により、町長に提出しなければならない。

2 町長は、入会児童が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、児童クラブを退会させることができる。

（1）入会を認めた理由が消滅したとき。

（2）正当な理由がなく、引き続き1ヶ月以上出席しないとき。

（3）その他退会とすべき理由が生じたとき。

3 町長は、前2項により退会を承認したとき、又は退会させるときは、奈井江町児童クラブ退会通知書（別記様式第4号）により、保護者に通知するものとする。

（利用者負担金）

第13条 児童クラブを利用する児童の保護者は、別表に定める負担金を納付しなければならない。

2 町長は、前項の負担金を利用月毎の利用日数分を一括して請求するものとし、保護者は翌月末日までに、納付書又は口座振替により納付しなければならない。

3 前項の口座振替について、その月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。

4 利用児童の保護者に3人以上の子どもがいる場合であって、第3子目以降が児童クラブを利用する場合、上記第1項の規定に関わらず、その児童の利用者負担金は無料とする。

（利用者負担金の減免）

第14条 町長は、前条第1項の規定に関わらず次の各号のいずれかに該当する者に対し、負担金を減免するものとする。

（1）生活保護受給世帯及び準要保護世帯 負担金の2分の1を減免

（2）町民税非課税世帯 負担金の4分の1を減免

2 前項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、奈井江町児童クラブ利用者負担金減免申請書（別記様式第5号）により町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項によりこれを公募等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により審査し、

減免を決定又は却下したときは、奈井江町児童クラブ利用者負担金減免決定（却下）通知書（別記様式第6号）により、保護者に通知するものとする。

- 4 町長は、保護者が虚偽の申請その他不正の行為により、利用料の減免を受けたと認めるときは、直ちに取消すものとし、奈井江町児童クラブ利用者負担金減免決定取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（保護者会の設置）

第15条 児童クラブに、児童の保護者により組織する奈井江町児童クラブ保護者会（以下「保護者会」という。）を設置するものとする。

- 2 児童の保護者は、保護者会に入会しなければならない。

（運営会議の設置）

第16条 児童クラブの円滑な運営を図るため、次の各号の者で組織する運営会議を設置するものとする。

- （1） 保護者会の役員
- （2） 主任児童委員
- （3） 支援員
- （4） 町長が指名する町職員

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、児童クラブに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第4号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日規程第21号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第13条関係）

区分	利用者負担金	備考
----	--------	----

平日の午後 1 時30分から午後 6 時30分までの利用	日額200円	
土曜日、春、夏、冬休み期間等休校日の午前 8 時から午後 6 時30分までの利用	日額400円	午前又は午後のみ利用の場合、日額200円とする。

※ 利用者負担金には、教材費、おやつ代を含むものとする。

別記様式第 1 号 (第11条関係)

奈井江町児童クラブ入会申込書

入会希望する児童の状況	氏名		生年月日	年 月 日	学校名		
			性別	男 ・ 女	学年		
	入会を希望する期間		年 月 日～ 年 月 日			長期休暇のみ	
	利用する曜日		月 火 水 木 金 土				
	利用する時間		学校登校日	午後	時 分	～	時 分
			学校休校日		時 分	～	時 分
	健康状態	血液型	持病	アレルギー 無・有(症状を記入して下さい)			
		平熱 ℃					
		健康に関する注意事項					
	その他特記事項						
	氏名		生年月日	年 月 日	学校名		
			性別	男 ・ 女	学年		
	入会を希望する期間		年 月 日～ 年 月 日			長期休暇のみ	
	利用する曜日		月 火 水 木 金 土				
	利用する時間		学校登校日	午後	時 分	～	時 分
学校休校日				時 分	～	時 分	
健康状態	血液型	持病	アレルギー 無・有(症状を記入して下さい)				
	平熱 ℃						
	健康に関する注意事項						
その他特記事項							
氏名		生年月日	年 月 日	学校名			
		性別	男 ・ 女	学年			
入会を希望する期間		年 月 日～ 年 月 日			長期休暇のみ		
利用する曜日		月 火 水 木 金 土					
利用する時間		学校登校日	午後	時 分	～	時 分	
		学校休校日		時 分	～	時 分	
健康状態	血液型	持病	アレルギー 無・有(症状を記入して下さい)				
	平熱 ℃						
	健康に関する注意事項						
その他特記事項							
入会理由							

保 護 者 ・ 家 族 の 状 況	氏 名 個人番号	続柄	携帯番号	勤務先・学校 電話番号	勤務時間
				
				
				
				
				
				
				
				
				

※利用希望するお子さま以外の方の状況について記入願います。

自宅及び上記以外に緊急連絡先がある場合はご記入下さい

保 護 者 ・ 家 族 の 状 況	氏 名	緊急連絡先	左記電話番号

保 険 証	被保険者名	記 号	番 号
	保険組合名称		
	保険番号		

以上のとおり奈井江町児童クラブ入会の申し込みをいたします。

年 月 日

奈 井 江 町 長 様

住所 _____

保護者 氏名 _____ 印 _____

自宅電話番号 _____

別記様式第2号（第11条関係）

奈井江町児童クラブ入会承認（却下）通知書

年 月 日

様

奈井江町長

印

申し込みのありました、奈井江町児童クラブの入会について承認（却下）いたしますので通知いたします。

児 童 氏 名	年 月 日生
保 護 者 氏 名	
入 会 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
利用者負担金	○平日 午後1時30分～午後6時 日額 200円 ○土曜日、春、夏、冬休み期間等 午前8時～午後6時 日額 400円 ※午前または午後のみ利用の場合 日額 200円 ※利用者負担金につきましては、毎月ごとの利用日数分を一括して請求いたしますので、翌月の末日までに、納付書または口座振替により役場会計窓口、北門信用金庫奈井江支店、空知商工信用組合奈井江支店、新砂川農協奈井江支所で支払い願います。
却 下 理 由	
備 考	

別記様式第3号（第12条関係）

奈井江町児童クラブ退会届

平成 年 月 日

奈井江町長 様

届出者

(保護者) 住所

氏名

印

次の理由により、児童クラブを退会したいので届出ます。

児童氏名	年 月 日生
退会年月日	年 月 日
退会理由	
備考	

別記様式第4号 (第12条関係)

奈井江町児童クラブ退会通知書

年 月 日

様

奈井江町長



次の理由により、児童クラブの登録を取り消しますので通知いたします。

児 童 氏 名	年 月 日生
退 会 年 月 日	年 月 日
登 録 取 消 理 由	
備 考	

別記様式第5号（第14条関係）

奈井江町児童クラブ利用者負担金減免申請書

次の理由により、利用者負担金の減免を申請します。

保護者氏名			
保護者住所	奈井江町		
児童氏名		生年月日	
		生年月日	
		生年月日	
申請理由	<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯及び準要保護世帯のため <input type="checkbox"/> 町民税非課税世帯のため		

家族構成				
氏名	続柄	年齢	勤務先等	前年収入額

年 月 日

奈井江町長 様

申請者 住所
氏名



別記様式第6号（第14条関係）

奈井江町児童クラブ利用者負担金

減免決定（却下） 通知書

年 月 日

様

奈井江町長

印

利用者負担金の減免申請について、次のとおり決定しましたので通知いたします。

児童氏名		生年月日		
		生年月日		
		生年月日		
適当と認める (却下する) 理由	減免する <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯及び準要保護世帯（2分の1） <input type="checkbox"/> 町民税非課税世帯（4分の1） 却下する			
利用者負担金 の減免額	利用料日額	円	減免後日額	円
	利用料日額	円	減免後日額	円
	納入済額	円	減免後納入額	円
差 額	未納額	円		
	還付額	円		

別記様式第7号（第14条関係）

奈井江町児童クラブ利用者負担金

減免決定取消通知書

第 年 月 日 号

様

奈井江町長

㊟

年 月 日付け 第 号で通知した利用料負担金について、奈井江町学童保育事業実施要綱第 14 条第 4 項の規定により、当該決定の減免を取り消したので、次のとおり通知いたします。

児 童 氏 名		生年月日		
		生年月日		
		生年月日		
減免を取り消す 理 由				
利用者負担金額	取消前		取消後	
	日額	円	日額	円
	日額	円	日額	円

別記様式第 8 号 (第14条関係)

同 意 書

下記の者は、奈井江町が奈井江町学童保育事業実施要綱第14条に基づく事務手続きを処理するため
に限り平成 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限り同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。